

委員会提出議案第16号

公正な職務執行の確立に向けた取組を求める決議

現代社会は、国や地方公共団体といった「行政」の果たすべき役割や機能が住民生活のあらゆる場面にまで及び、広範化・多様化が進んだ行政活動における“公と私の関係”は、非常に複雑に入り組んだものとなっている。

その一翼を担う地方行政は、住民福祉の増進のために、住民の権利や自由の実現と財産の保護を図る一方で、様々な利益衝突の調整や解決という名の下に、これらを違法・不当に制約してしまう危険性を併せ持っている。

更に、近年推し進められている、国から地方への権限移譲による自主性・自由度の強化拡大は、地方行政において上記のような危険性が一層高まることを意味している。

このような背景を踏まえ、市行政の担い手である者は、市民福祉の向上と市の健全な発展のための活動過程で、法律の定めるところに従い、全体利益に視座を据えて公務を遂行することが義務付けられ、およそ公益を損ない、あるいは公務を拘束するような特定利益や私的利益の優先は厳に戒められなければならない。

そのためには、行政自ら法令遵守による公正な職務執行のための制度の確立が、非常に有効であると考える。

そして、市民の信託に基づいた公務という意識を職員間の共通認識とし、法令遵守を徹底させるための明確な基準、その基準を厳守させていくための組織体制の整備、高い透明性の確保などが相互に補完し合い、総体的に機能させることが、その制度を確かなものとしていく上で欠かせない視点となる。

よって、さいたま市議会は、市民の理解と信頼の維持・強化のために、市長等の執行機関に対し、条例等による公正な職務執行の確立に向けた取組の推進を求めるものである。

以上、決議する。

平成23年12月22日提出

さいたま市議会議会改革推進特別委員会

委員長 高橋 勝 頼